

平成20年度奈良県立高等学校定時制課程入学者募集成人特別措置要項

- 一般選抜、第2次募集による選抜及び奈良県立大和中央高等学校入学者選抜における定時制課程成人特別措置は、この要項に基づいて実施します。
- 応募資格**  
一般選抜要項1応募資格に定める資格を有する者で、かつ、昭和63年4月1日以前に生まれた者
  - 特別措置を実施する課程**  
奈良県立高等学校定時制課程（山添分校、賀名生分校を含む。）における一般選抜、第2次募集による選抜及び奈良県立大和中央高等学校入学者選抜で実施します。
  - 募集人員**  
一般選抜定時制要項2募集人員によりります。
  - 出願手続**  
(1) 成人特別措置を希望する者は、一般選抜要項、第2次募集要項及び大和中央選抜要項により手続をしてください。  
なお、出願書類は次のア～エのとおりです。  
ア 定時制課程成人特別措置入学願書（別）に定める用紙  
イ 入学手数料 950円（奈良県収入証紙により納付）  
エ 入学手数料 1,000円（現金を現金で納付してください）  
ただし、分校への出願者は、次の金額を現金で納付してください。  
山添分校 1,000円 賀名生分校 500円
  - 検査**  
(1) 一般選抜及び第2次募集による選抜では、出願した高等学校において、奈良県立大和中央高等学校入学者選抜では、奈良県立郡山高等学校（城内学舎）において、作文（50点満点）及び面接を実施します。  
(2) 作文の問題は、奈良県教育委員会で作成します。
  - 入学者の選抜**  
作文及び面接の結果を選抜資料とし、総合的に判定します。  
なお、成人特別措置による受験者数と学力検査等による受験者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜実施要項9入学者の選抜(5)、第2次募集要項7入学者の選抜(3)及び大和中央選抜要項8入学者の選抜(2)により合格者を決定することを原則とします。
  - 合格発表**  
各選抜の合格発表と同時に、出願した高等学校で受検番号により発表します。ただし、奈良県立大和中央高等学校入学者選抜においては、奈良県立郡山高等学校（城内学舎）で受検番号により発表します。
  - その他の**  
(1) この要項で定めるもののほか、実施については、各選抜の要項に準じます。  
(2) 奈良県立奈良朱雀高等学校を志願する場合は、一般選抜実施要項10その他(5)を参照してください。

平成20年度奈良県立高等学校入学者募集帰国生徒等特別措置要項

- 平成20年度奈良県立高等学校入学者選抜における帰国生徒等特別措置は、この要項に基づいて実施します。
- 応募資格**  
一般選抜要項1応募資格に定める資格を有する者で、かつ、次のア～ウのいずれかに該当する者で、平成19年11月1日以降に帰国した者  
ア 保護者の海外勤務に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者  
イ 中等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学した者  
ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学した者
  - 特別措置を実施する学校・学科**  
奈良県立法隆寺国際高等学校 普通科・歴史文化科・国際英語科・国際教養科  
奈良県立二階堂高等学校 普通科  
奈良県立高取国際高等学校 国際英語科・国際コミュニケーション科・国際文化科
  - 募集人員**  
各校若干名
  - 出願方法**  
(1) 出願は、上記2の高等学校のうち1校1学科に限りります。  
(2) 他の都道府県に居住している者は出願できません。ただし、県外居住者及び県外中学校卒業者の奈良県立高等学校への志願手続要項(47、48～51)の1、3の各号に該当する者は、所定の手続を経て出願することができます。また、奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続(48～51、6参照)が必要でです。
  - 出願手続**  
次の(1)及び(2)ア、エ～カに定めるもののほかは、一般選抜要項5出願手続に準じて手続をしてください。  
(1) 入学願書受付期間  
平成20年2月13日（水）午前9時から午後3時まで  
平成20年2月14日（木）午前9時から午後3時まで  
ただし、郵送の場合（一般選抜実施要項4出願手続(1)参照）は、2月8日（金）までの消印があるものに限りります。  
(2) 出願書類  
志願者は、次のア、イ、エ～カを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て、また、中学校長は、ウを入学願書受付時まで、出願する高等学校長に提出してください。ただし、

県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、ア及びカの提出は不要です。

- 帰国生徒等特別措置入学願書（別）に定める用紙
  - 入学手数料 2,200円（奈良県収入証紙により納付）
  - 出願者名簿（一般選抜要項の第1号様式）
  - 帰国生徒等特別措置適用申請書（第1号様式）
  - 海外生活を証明する書類
  - 奈良県公立高等学校入学者志願許可申請書（県外居住者及び県外中学校卒業業者等の奈良県立高等学校への志願手続要項の様式11）
- 高等学校長は、上記(2)の書類を受け付けたとき、受験票を交付してください。
  - 調査書の提出**  
一般選抜要項6調査書等の提出(2)、(4)に準じて提出してください。  
なお、提出期間及び提出書類は、次のとおりです。  
(1) 提出期間  
平成20年2月14日（木）午前9時から午後4時まで  
平成20年2月15日（金）午前9時から午後4時まで  
(2) 提出書類  
調査書（一般選抜と同じもの。ただし、調査書を提出できない場合は、これに代わるもの。）
  - 学力検査等**  
(1) 学力検査等は、平成20年2月20日（水）に、出願した高等学校で実施します。  
(2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語（各50点満点）とし、併せて面接を実施します。  
(3) 学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。
  - 入学者の選抜**  
出願書類と学力検査成績及び面接の結果を選抜資料とし、総合的に判定します。
  - 合格発表**  
平成20年2月26日（火）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。
  - その他の**  
(1) この措置で合格した場合、必ず入学するものとします。  
(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は、特別措置を実施する高等学校長が別に定めまします。

県外居住者及び県外中学校卒業者の奈良県立高等学校への志願手続要領

他の都道府県に居住している者は、奈良県立高等学校に出願できませんが、この要領の1～5の各号に該当する者は、所定の手続を経て出願することができます。

また、奈良県内に居住しているも、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合にも所定の手続が必要です。

なお、奈良県公立高等学校に出願した場合には、他の都道府県の公立高等学校に出願できません。

1 出願時とは他の都道府県に居住しているが、高等学校入学時には奈良県内に居住することが確実である者

(1) 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）及び必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長（定時制課程は当該高等学校教育長の承認を得てください）。

この場合、原則として奈良県教育委員会が開催する説明会（定時制課程は当該高等学校で説明します。）に出願してください。

ただし、奈良県立大和中央高等学校定時制課程を志願する場合は、奈良県教育委員会事務局学校教育課奈良学校企画調整室が説明を行いますので、その指示に従ってください。

(2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 特色選抜及び補習生徒等特別措置  
平成20年1月28日（月）から2月7日（木）午後5時まで

イ 一般選抜

平成20年1月28日（月）から2月25日（月）午後5時まで

ウ 第2次募集による選抜

平成20年1月28日（月）から3月10日（月）午後5時まで

ただし、定時制課程は、各選抜の出願期日までとします。

なお、奈良県立大和中央高等学校定時制課程の承認手続の期間については、A選抜、B選抜及びC選抜の各出願期日までとします。

(3) その他必要な事項については、別に定める「平成20年度奈良県立高等学校入学志願者の受検を希望する皆さんへ」によりします。

2 他府県に居住している者で、志願する学科を設置する高等学校が、奈良県立高等学校を除けば、著しく薄弱で通学が困難であると認められる者

(1) 志願できる学校、学科は、次のとおりです。ただし、通学に長時間を要する地域からは出願できません。

奈良県立御所実業高等学校薬品科学科

奈良県立吉野高等学校森林科学科

(2) 志願できる者は、奈良県教育委員会が開催する説明会に出願し、平成20年1月9日（水）から1月16日（水）午後5時までに所定の手続を完了し、奈良県教育委員会教育長の承認を得た者に限ります。

(3) ここに定めるもののほか、必要な事項は上記1に準じます。

3 他府県に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

(1) 京都府田辺市に居住している者で、教育に関する事務の委託により生駒市立生駒北中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

(2) その他他府県に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者については別に定めます。

4 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との協定により、指定地域内の公立中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

奈良県立十津川高等学校に出願できます。

この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）により、特色選抜においては、平成20年1月28日（月）から2月7日（木）午後5時までで、一般選抜においては、平成20年1月28日（月）から2月25日（月）午後5時までで、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

第2次募集による選抜に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。

この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）により、平成20年3月21日（金）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

6 奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

(1) 奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、上記(2)の承認を得てください。

(2) 教育に関する事務の委託により県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、上記(1)の承認を得ません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式2）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

7 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領

他の都道府県の公立高等学校への進学する場合には、所定の手続が必要となります。

他の都道府県の公立高等学校への進学希望者で、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な者は、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明期間に当該都道府県の関係書類を添え、奈良県教育委員会教育長に願い出してください。

1 証明書類

出願しようとする都道府県の入学事務要項により、どのような書類が必要であるかを確認してください。都道府県によっては、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な場合や、市町村教育委員会教育長あるいは中学校長の証明が必要な場合があります。

2 証明手続

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合は、次の(1)、(2)によってください。ただし、市町村教育委員会教育長や中学校長の証明でよい場合などは、この手続をする必要はありません。

(1) 出願しようとする都道府県の教育委員会事務局等において、関係書類の交付を受けてください。

(2) 次のア、イの書類を奈良県教育委員会事務局学校教育課長に提出し、証明を受けてください。

ア 出願しようとする都道府県に提出する書類のうち、奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする書類（必要事項を記入したもの）

イ 「他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明書」（A～Eページの様式）

3 その他

(1) 奈良県教育委員会教育長の証明を受ける場合には、時間的余裕をもって手続をしてください。

(2) この証明を受けた者は、本県公立高等学校への出願は認められません。万一、他の都道府県において承認されないで本県に出願したければなくなった場合には、直ちに奈良県教育委員会事務局学校教育課長に届け出るとともに、この証明書を返却してください。

〔参考〕

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合の手続の流れ

